

勧告等措置区分（台風等対策）（令和4年4月12日現在）

阪神港(大阪区、堺泉北区)、阪南港

「第一体制(避難準備勧告)」の措置内容

- 1 気象情報を収集し、台風等の動向に留意すること。
- 2 乗組員を招集して荒天準備となし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。
- 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。
- 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「第二体制(大型船等避難勧告)」の措置内容

- 1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。
 - (1) 大阪区では1万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。
 - (2) 堺泉北区では、3万総トン以上の船舶。
- 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。
- 3 小型船舶は、避難場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。
- 4 1,000 総トン以上の大型船(フェリー等を除く。)は、原則として入港を見合わせる。
- 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「第三体制(全船舶避難勧告)」の措置内容

- 1 1,000 総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
- 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

「第四体制(錨泊自粛勧告)」の措置内容

100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域(錨泊自粛海域図)での錨泊は避けること。

※堺泉北港棧橋

- ・コスモ石油(株)堺製油所原油棧橋
- ・大阪ガス(株)堺製造所第二工場 LNG 第2棧橋
- ・堺 LNG(株)堺 LNG センター棧橋